

中世宗教思想文献の研究(一)

仁和寺本『天照大神口決』の翻刻と解題

阿 部 泰 郎

一、書誌

本書は、仁和寺御経蔵第六十四箱十五号に収藏される。粘葉装一帖。白無地包表紙、左上外題「天照大神口決」、右上「丙」。法量、縦二四・二糢、横一五・五糢。押界、界高一七・三糢、界幅各行一

・五糢。半丁八行書写。墨付十八丁。内題「天照大神口決」。表紙

見返に仁和寺朱額印を捺す。包紙上書、中央に「天照大神口決」一帖」同右上「事相帖本箱」。本文・奥書識語等は全て一筆。本文は漢文表記を交えた仮名交り文。仮名訓・返り点および声点を一部に付す。本文と同筆で見せ消ち、補入等の校訂あり。虫触を蒙るも本文には欠脱は認められない。

同月二十一日の照円の本奥書—書写識語(b)があり、更に「御本云」と傍記した貞治四年（一三六五）九月十一日の真慧の本奥書—書写識語(c)があり、最後に貞治五年（一三六六）五月八日の尊朝による書写識語(d)が付され、本書はこの尊朝による書写になることは明らかである。

(a)(b)は時を隔てずに相次いで書写されたことを示すが、(a)は伝授を蒙つての書写であり、(b)はこれを某人の命により書写進覧したもので、その性格は異なる。注目すべきは(c)である。「澄潭真慧」なる書写者は、伊勢參宮の途次に同国菩提寺注1にて其寺の長老より本書を授与せられ、帰途の間にこれを書写したものという。この識語について「御本」と銘し、(d)尊朝識語にこれを称して「御室御本」また「御本御自筆」と云い、後文で「光明院殿」が仁和寺禪河院へ臨幸あつた際に「御隨身」された本を御室へ進ぜられたとする。すなわち、(c)識語の筆者は光明院その人であると推量される。

本書の本文の末尾に「嘉曆二年（一三二七）三月五日」の識語があり、次いで「本云」と傍記して延文三年（一三五八）四月十七日の覺悟の本奥書—伝授識語(a)があり、次に「又云」と傍記して同年

光明天皇は貞和四年に脱屣し、崇光天皇に譲位して兄光嚴院と並んで新院となつたが、觀応二年の擾乱で南朝の為に光嚴・崇光およ

び東宮直仁と共に賀名生へ拉致幽閉された。延文一年に至り帰洛したが、北朝は既に後光厳天皇の代となり、伏見の大光明寺に隠棲した。既に観応二年に落飾し、法名を「真常惠」^{注2}と称した。『太平記』

には、光嚴院と俱に夢窓疎石に師事して禪僧となつたという。皇族

の法名に三字を用うるのは通例であるが、これを略して称することも多く、(c) 識語の署名「真慧」は光明法皇の自称として不可なしといえよう。光嚴法皇(法名勝光智)は貞治三年に丹波山国(常照皇寺)にて崩御、本書が写されたのはその周忌諒闇が開けて程経ぬ頃である。光明法皇の伊勢参宮に関する他の史料は「大日本史料」にも未だ確認されないが、本書はそれを証す貴重な記録といえよう。

この光明院自筆本は、翌貞治五年四月に至り、院が御伏見皇子であつた禅河院御室法守法親王(一一九〇八)の許へ臨幸された際に携えられて進覧され、それに拵つて尊朝が書写したものである。(d) 識語の中で「大王御聽許」とあるは、法守法親王の許可を得ての書写であるとの意であろう。

現在までに管見に入つた『天照大神口決』諸本(後述)中、仁和寺本と同様な嘉曆二年の識語を有する本は、天理図書館蔵(保井文庫本)の慶長六年(一六〇一)写藤原守祐写本(以下、守祐本と称す)のみである。参考までにその奥書識語を以下に掲げて、両本の関係を確認しておきたい。

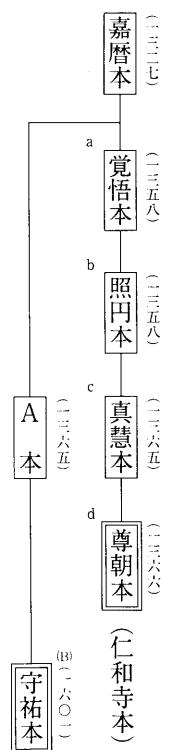
本文

嘉曆二年三月五日

(A) 貞治四年十月七日 於藝弘生口嶋勝林寺、令書寫畢。今度、為結縁灌頂、令渡海給^フ、為引出物、長老奉相傳者也。彼語云。
隨分大事也。

(B) 慶長六年三月中旬 於藤屋 守祐書之

両本の伝来関係を図示すると次のようになる。



仁和寺本が四転の書写を経ているのに対し、守祐本は二転のみで、その意味では後者が原本との距離は短かい。しかし書写年代は前者が現存する『天照大神口決』中で最古である。後に掲げる仁和寺本の翻刻を行うに際し、守祐本を以つて対校した。その結果、両者の本文には基本的に大きな異同は認められず、仮名訓・送り仮名・返り点について守祐本がやや詳しい程度である。但し、全体として比較的に守祐本の方が誤脱が多く、特に三箇處にわたり明らかな脱文が認められ(翻刻校異参照)、また、仁和寺本には書写者と同筆の校合の結果と思しい補訂が見える。故に、仁和寺本をより良質の本文を有するものとしてよい。これに守祐本により補われるところを

加えれば、祖本たる嘉曆本の原態を伺うに足る本文を復原し得るであろう。

(付、他の諸本について)

『天照大神口決』の他の諸本について略説する。何れも嘉曆二年の識語を有さない本である。『神道大系』論説編一「真言神道下」所収本は、高野山三宝院蔵、永祿十年（一五六七）吽性写本であり、応永十八年（一四一二）高野山小田原成慶院にて書写された旨の本奥書を有し、以降、各地において七転の書写を経たものである。また、神宮文庫蔵の慶長三年（一五九八）隆遍写本は、高野山金剛峯寺にて書写された奥書を有すが、それ以前の本奥書はなく伝来は不明である。また、西教寺正教藏の文明十六年（一四八四）宣秀写本は、前半の三箇大事のみで本文が終り、後に「神代卷秘事口決」と題される別本を同筆で書写した取合せ本である。更に、天理図書館吉田文庫蔵近世初期写本は、奥書識語等を有さないが、「別社事」条の末尾に、「弘法大師御入定所（中略）委細在別日記。以上末社口決畢。」の一節が付加され、更に跋文の末尾に、「本云產生百日死月水_{十二}姪_{十三}鹿百日_{十四}禪要云唯有明朗更無一物／御託宣云（以下略）」と始まる一文が付加される。同様の付加記事を有する本で、しかも奥書識語を有さないものに、宮地直一旧蔵本（神宮文庫影写本に拠る）・大倉精神文化研究所本および吉原浩人氏蔵本などがある。この他、西大寺には永正十七年（一五一〇）玄清写本を存するが未だ調査の機を得ない。

三、著者

『天照大神口決』は、跋文に当る一文からその成立の過程のおよそが伺われる。「智円権律師」が參宮の次でに「此」すなわち本書の内容たる口決を「覺乘」に授けた、という。以下はこの智円による覺乘への伝授記といいう。「我」つまり智円は、この「大法」を伝える為に求聞持法を七百日間修し、また伊勢に四百日間越年参籠を行い祈請した。その結果、西より大火縛が来て我身に燃え懸るとの好相を得て、「道順」の門に入つて「二十余巻ノ無題秘書」を相伝して「此等ノ大事」を得た、という。それを覺乗に口授するまでの相承の過程を示すための文脈であろう。また、この口決に加えて授くべきものに「図形等ノ具書」ありといいう。つまり本書は、覚乗が智円から口授された「大事」を録したもの、一種の聞書である。単なる著者ではなく、伝受者—記録者—相承者として覺乗は本書の成立に関与したと理解される。その伝授がなされた時点が嘉曆二年なのである。

覚乘（一一七三^{注4}—）は、西大寺十一世長老となつた、叡尊末流の西大寺派律僧である。伊勢国安濃郡の岩田郷に円明字を創建し初代の住持となつた。すなわち(a)識語の「岩田寺」とはこの円明字を指し、「長老御本」とは覚乗自らの手になる嘉曆二年成立の原本をいうものであろう。この点でも仁和寺本が覚乗の原本を最も忠実に伝写（＝伝受）した所産であることを証している。

なお、守祐本は、(A)識語により、この覚乗による嘉曆二年識語本が、覚乗入滅後、某長老により安芸国生口島まで携えられた伝授された消息を伝えている。西大寺流律僧集団が瀬戸内海の交通上の拠点と密接に関与していた事はよく知られているが、本書の伝来もまた覚乗の手を離れた後にそうした律宗の活動と結びついている。

四構成によひ所説

「天照大神口決」は、首尾に序および跋に相当する文が位置し、この間に、天照大神に関する「大事」の口伝説を五箇条にわたり記したものである。その中心は、前半の一、「心御柱」・二、「社殿造・三、「子良子の『三箇大事』三条である。第二条には一箇条が一つ書で付隨し、第三条にも更に五箇条が一つ書にて付隨し、その末尾に「已上、天照大神三箇ノ大事畢」とある。次いで、四、「差図口決・五、別社事の二箇条がある。これらのうち、第二・三・四・五の各箇条の記事の末尾には、「已上……畢^ヌ」の結句が示されてある。

五、別社事の二箇条がある。これらのうち、第二・三・四・五の各箇条の記事の末尾には、「已上……畢」の結句が示されてある。

神の三箇大事があるとして、その名目を掲げる。すなわち、本書の中心をなす第一・二・三条の篇目を提示するものである。この無題記については、跋文にも言及される（但し廿余卷という）。また後述する智円の『鼻帰書』にも見える醍醐三宝院に伝わる秘書であるが、それが如何なる書であるかは定かでない。ただ注意されるのは、本書の所説に近似した内容を含む『神代卷秘決』（高野山真別処本

に貞和三年の本奥書が見える、全五巻百余品の構成を有する神道書）に、「無題記」と題される伝本（島原松平文庫等）が存し、或はこれを指すものかとも考えられるが、確認し難い。

第一から第三にかけての「三箇大事」は、跋文に登場し、口決の主体である智円の自著と思しい『鼻帰書』^{注5}（正中元「一三三四」成立）と密接な関係がある。同書は、天照大神について、教内・教外の一側面から真言教との習合説を多様に展開するのであるが、その教外八義中の第二、御修法・第三、殿舎造・第四、須弥八龍にそれぞれ第三・二・一と対応する所説が見いだされる。

就中、第三「子良子」条は、天照大神の秘法として神宮に伝承された子良という幼童巫覡の獻饌に伴う作法を以て、中世顯密仏教が天皇の即位において伝授実修した即位灌頂の秘法と重ね合せて説明するのであるが、こにおいて、「摂錄（籙）縁起」として、その即位法の由来譚が説かれている。注6 この子良作法の伝承と即位灌頂の「三印一明」の次第についての解説は、付隨する五箇条の冒頭に述べられ、また『鼻帰書』に詳らかであるが、その上で本書は、その縁起説を載せる。つまり、藤原氏の始祖である鎌足が幼児の時に狐に奪われ、咒言と藤巻の鎌を授かって成人の後に入鹿大臣の首をこの鎌で打ち落し大臣の位に昇った、という説話である。これは、南都春日社と興福寺の縁起説を記した『春夜神記』注7 にも「鎌足大臣因縁事」として見える伝承で、以降の室町期に『春日秘記』をはじめ神道書などにおいて流布し、幸若舞曲『入鹿』の題材となつて語り

物芸能の世界であまねく知られた物語でもあつた。本書は、その伝承が真言側の伊勢に關する秘伝および即位灌頂の縁起—口伝説の一環として流通していいた消息を明らかにする資料として、成立年代が明らかな最も早い頃のものである。また、『鼻帰書』と共に、この伝承や秘法が、真言密教の吒天法（ダキニ天の尊法）であると明して、その実修の次第や意義について説き及んでいる点も注目される。本書では、この伝承中に登場する吒天の変化身としての狐は、下野国の松岡明神であり、また鹿嶋であり、春日であり、そして伊勢天照大神である、という。かかる習合説により吒天法の権実変化ないし本地垂迹の関係において天照大神との祭祀を認識しようとする、それは本書の思想的な位相が最も鮮明に表現された部分である。

また、この第三条に付隨する五箇条の内には、山門方の法花の即位法、つまりさきの真言側の即位法を「東寺即位法」と呼ぶのに対して、天台即位法と称される秘伝への言及があり、そこにも即位灌頂の時に帝に授ける印および明としての法花四要品の頌と共に、その伝来の縁起説が記されている。周の穆王譚のみで、これが更に唐士において伝流する縁起として説かれるところの慈童説話には及ばない。この点は、同時代の天台側において即位法の口伝を録した尊海の『即位法門』^{注10}に、穆王譚に加えて慈童説話が「物語云」として記述され、同じく神代の始源からの流伝や天照大神に及ぶ廣汎な「日本紀」の体系の中に位置付けているのとは対照的である。

更に、同じく付属する箇条では、東密の諸流の中での即位法相伝

に関する故実を述べている。その中で、「今ノ国王」すなわち御醍醐天皇であるが、それに隆善法印が授けたという。ここに御醍醐天皇の即位灌頂伝受^{注11}に関する消息が窺えることは興味ふかい。

後半の第四「差図口決」条は、内外両宮の社殿の図形について、その意義を「差図」にもとづいて十一項目に分つて説く。その冒頭一～三は、所謂三種神器を示すものである。この条の典拠たる「差図」については、これも『鼻帰書』に、教外篇第三「社殿造」条の後半において、両宮の絵図相伝に関する「不思議」の纏末が記されるところに關係がある。すなわち外宮祠官渡会常良が大神宮の事について勅問があり上洛した際、御宇多院より「大神宮御事」と「絵図」注¹²という二巻の文書を授り写し得て伝えた。これを治部律師なる人物が夢想を契機に常良より授かり、更に智円がこれを所望し授かったものという。その一々の項目と所説は、本書と全く一致する。

第五「別社事」条は、内外両宮の十一別宮のうち、土宮・火宮・角宮・風宮・高宮を、それぞれ五輪に宛てて説く。これは前半第二「社殿造」の五輪の形に社殿を造るという説と照應するものである。

最後に、総論として、天照大神を、俱舍と真言の意において、また人界と冥途にあつては如何なる神かに比定した上で、「生死ノ二法ノ根源ノ神」とする。そして「能々此ノ重々口決ヲ始終本末料簡シ合セバ、顯密諸教、何カ有レ疑哉」と結ぶ。

以下の跋において、既述の如く、伝受記というべく、智円より覺

乗への口決相伝の経緯が記される。その内容は、右に一見したように、智円によって著されたと思われる『鼻帰書』に大きく重なるものであった。この両書は、『鼻帰書』が示す、道順僧正→治部律師→智円→覺乗という系譜の流れの中で、一連かつ不可分な関係をなしている。しかしながら、両書は明瞭な対照を示している。『鼻帰書』は、天照大神という存在を、その神格・神体・社殿・祭祀等の諸側面について、その属性から本質へと、真言の論理と象徴体系によつて説明するため著された教義解釈の書といえる。そのためには、教内と教外という、内証と外用の視点から、前者については「習い」、後者については「明す」という方法論を以て開示しようとする。但しそこで、教内においては初めにその根拠の本文となる「日本記(紀)」は省かれ、教外も第一条の「御鎮座時代^ヲ明ス」ことが省かれている。つまり、神話テクストの中の天照大神の存在であり、また伊勢神宮創建の歴史的認識という、我々においては論理的前提として不可欠な対象が、ここでは名目のみ掲げられて実体は空白なのである。それは言い換えれば排除されているといつてよい。その上で、真言宗における独自な立場からする天照大神およびその「聖なる」場に関する神学的認識のみを展開し主張する。そして、その立証のために、神宮の古伝承や公家からもたらされた秘説テクストの相伝をめぐる経緯が詳かに記されるのである。

これに対しても、『天照大神口決』は、そうした経緯的な教学体系をもたず、『鼻帰書』の中心的項目といつてよい三箇条について

の「口決」、すなわち口頭で伝授される秘決の物語を聞書の体裁でテクスト化したものである。それ故に文体の点でも仮名交り文として表記されたものであろう。こうした点で、本書は『鼻帰書』の注釈であり、その所説が更に口伝として明かされるべき秘事を録したテクストであろう。天照大神の秘法たる即位灌頂の縁起としての鎌足譚や穆王譚が本書の側において説かれるのも、こうした口決としての性格と一体の現象と思われる。

結

真言→天台両宗を中心とする顯密仏教の領域は、中世に至つて即位灌頂という儀礼と秘説の体系をその一部として創出し、天皇制という体制の更新と繼承に積極的に関与するようになつた。『天照大神口決』は、それについて真言教団の一流が自ら述べた文献のひとつである。

即位灌頂の淵源は院政初期に遡るものと思われるが、鎌倉初期には、天台側では慈円の『夢想記』に言及され、また真言側では禪覚が『三僧記類聚』で触れており、何れも「匡房卿記」にその根拠を求めていた。しかし、その実修が史料の上で確認されるのは、弘安十年(一二八七)の伏見天皇即位式において、天皇自らの日記の中に述べられることによつてである。^{注12} 以降、花園天皇の日記をはじめとして、対立する持明院統と大覺寺統の兩皇統が交替する緊張をはらんだ時代の中で、この即位灌頂に関する記事は頻りに登場し、そ

れをめぐる言説は急激に豊饒なものに、また秘事と称しながら露わになつていく。両統の相克の渦中で、公家以下のあらゆる領域・階級が分裂し対立を深めていくのに同調するかのように、顯密仏教の各流も分裂し、それぞれの立場からその正統性を主張し、両統の何れかに結びついていく。その時、即位灌頂はまさしくその最も根源的な拠りであり裏付けとなるシステムとして生かされたであろう。

それは再解釈されて新たな始源と権威をもたらす神話－祭儀の体系として、天皇とその祖神の至上性を照らし出すものでなければならなかつた。しかるに、その神話は、本書の鎌足説話が示すよくな、狐という“異類”との性的な気配の濃く漂う交渉によつて威徳を授かるという、世俗民間の伝承を導き入れているのである。

『天照大神口決』およびその前提としての『鼻帰書』は、こうした状況の許で、真言教団の中で大覺寺統の側に立つて三宝院の正嫡支配を争つた一方の系譜に連なる律僧によつて著されたのである。

そして、同じく叡尊門下の律僧で、この道順に伝授を受けた文觀弘真が、やがて御醍醐天皇の許で真言教団の頂点に立ち建武政權の一画を支えるようになる。本書はその前奏曲を演じてゐるのである。しかしまだ、仁和寺本の存在は、こうした歴史的位置にある本書が、以降の南北朝期において、北朝－持明院統の天皇の伊勢崇敬の事績の一例として遺されているという点において、皮肉ながらきわめて興味ふかい思想史的意義を提起するものであろう。

注1 菩提寺は、鎌倉中期、大神宮祭主家出身の通海が寺務として伊勢國中に勢威を揮つた大神宮法樂寺の末寺二十四箇寺の一つで、通海寂後はこれら末寺寺領は三宝院門跡が相伝した。小島鉢作「大神宮法樂寺及び法樂舍の研究」(『伊勢神宮史の研究』小島鉢作著作集第二巻)

吉川弘文館・一九八五)

注2 光明天皇の落飾は觀応二年十一月廿八日(『歴代皇紀』)。『太平記』卷三十「持明院殿吉野遷幸事」には、この觀応擾乱に際会し賀名生幽閉に臨んで、新院が「速ニ积門ノ徒ト成テ、辺鄙ニ幽居ヲ占ント思フ」との述懐が記されている。

注3 この内、吉原氏蔵近世写本は、本文に指摘した付加記事の他に更多多くの記事が追加されているが、その中に、嘉曆三年澄弁・建武二年光宗(東坂本・小坂鶏足房)・同四年宗悟(江州善勝寺)・応安五年円俊等の書写識語を含む。これらが前半の天照大神口決にも係るものであれば、その伝来に光宗等の天台記家の関与が注目されるが、なお定かでない。また、同写本等が含む「弘法大師御入定所」云々の付加記事については、伊藤聰「天照大神・空海同體説を巡つて—特に三宝院流を中心として」(『東洋の思想と宗教』12号、一九九五)参照。

注4 覚乗について、伊藤聰「伊勢の神道説の展開における西大寺流の動向について」(『神道宗教』153号、一九九三) 参照。

注5 鼻帰書については、早く久保田収の紹介と考察(『鼻販書』について)『神道史の研究』皇學館大学出版部・一九七三)があり、『神道大系・真言神道・論説篇2』に高野山三宝院本が收められた。近年、山本ひろ子「心の御柱と中性的世界—『鼻帰書』をめぐつて」(『春秋』319・320・一九八九)、桜井好朗「祭儀と注釈—中世における古代神話」吉川弘文館・一九九三、門屋温「兩部神道試論—『鼻帰書』の成立をめぐつて」(『東洋の思想と宗教』10号・一九九三)等の論究がある。

注6 桜井好朗「東寺即位法の三印二明について」(『儀礼國家の解体』吉川弘文館・一九九六初出、一九九三)に詳細な検討がなされる。

注7 『神道大系・春日』所収。

注 8 拙稿「入鹿」の成立』(『至能史研究』69号・一九八〇)

注 9 伊藤正義「慈童説話考」(『国語国文』555号・一九八〇)

注 10 拙稿「慈童説話の形成—天台即位法の成立をめぐりて」(『国語国文』600・601号・一九八四)

注 11 即位灌頂と後醍醐天皇との関わりについては、拙稿「宝珠と王権—中世王権と密教儀礼」(『岩波講座東洋思想第16巻「日本思想II」』・一九八九) 参照。

注 12 上川通夫「中世の即位儀礼と仏教」一九八七(『天皇代替り儀式の歴史的展開』柏書房・一九八九)

注 13 山本ひろ子「變成譜—中世神仏習合の世界」(春秋社・一九九三)

〔異類と双身〕(初出、一九九〇)

(付記)

注 2 本研究は、平成七・八年度文部省科学研究費助成、基盤研究(A)「仁和寺文化圏と守覚法親王に関する文献学的研究」による成果の一部である。末尾ながら、貴重な聖教の調査閲覧および翻印を御許可賜った仁和寺務所当局に深く感謝申し上げる。また、御教示を頂戴した吉原浩人氏に御礼申し上げる。

〔翻刻凡例〕

一、底本の行取りを改めて、本文は追込みとし、改了箇所を示した。但しその構成を尊重して、段落の改まりや一つ書の表示などは底本に従つた。

二、底本の字体に近似する通行の字体および正字体を併用し、簡体字・異体字および略字もこれに訂した。

三、通読の便宜のため、私に句読点を施した。

四、見せ消および訂正は底本のまま示した。但し補入についてはその指示に従つて訂した。

五、仮名訓・送り仮名・返り点は底本のままとした。

「**口決**」を以て対校し、その異同箇処を本文の右傍に* (番号) で示し、後にその異なる本文を掲げた。なお、用字の差異や仮名・訓点などの相異は原則として採らない。

底本の本文の忠実な再現を旨として、誤脱と思しい箇処が認められてもそのまま翻刻した。但し対校本により訂されるべき箇処は右の校訂によって表示してある。

天照大神口決

一、付此大神ニ、弘法大師、十余巻ノ尺ヲ作り給ヘリ。此記ヲハ、名無題記ト也。三宝院ノ嫡々、及、御室ノ御所ニノミ在之。至于今、世間ニ不流布セ云也。此中ニ、法門・篇目、至多シト云トモ、三ヶノ大事、在之。一二ハ、御心柱。一二ハ、社殿造。三三ハ、子良ノ子也。初ニ、心ノ御柱ト云ハ、是、独古也。此ヲ、日本ノオ記ニハ、云天逆戟也。付此ニ、日本・唐土・天竺ノ万法ノ精ナル故ニ、名字多シ。或ハ云神心ト。一大三界ノ衆生ノ心ヲ表スルカ故ニ、我等死スル時モ此處へ還リ、生スル時モ此處ヨリ生スル故ニ、心ノ柱ト云也。此本ニ有傳或ニ云須弥山ト。須弥ト者、四州ノ中ニ、一切衆生ノ心主ル故ニ、實ニハ須弥ト云者、此御心ノ柱ノ名也。尺迦一代ノ經論ノ中ニ、所說ノ法門ノ數、非ス外ニ。大神宮ニ、是皆、一ウ教ヨリ前ニ表シ置キ給ヘリ。龍ノ八大龍王ト云者、内宮ニ四ツ、外宮ニ四ツ、合シテ八大龍王也。此ヲ云神祇牸ト。大乘ノ意ハ、我等カ三毒ヲハ喻ル龍也。御心ノ柱ノ本ニ、有口傳。可思合。俱利迦羅明王モ、胎藏ノ三

毒ノ理ヲハ龍ニ顯ス也。軍荼利モ、第八識迷情ヲハ顯ソ龍、因位ノ行相ヲ果位ノ三摩耶形ト持ナリ。天台ノ本門無作ノ如來ノ時ハ、繫珠ノ玉ト云者、三毒ナリ。」¹ オ々々ヲ開悟得道スルヲ云妙法ト也。故ニ、八歳ノ竜女ト云ハ、實ニハ無迹形事也。八歳ト云者、五時八教ヲ指ス。竜ト云ハ、我等カ指ス三毒ヲ。以テ八教ノ智ヲ、三毒¹⁰妙法ト開スルヲ、竜女成道ト云也。知ヌ、一切ノ顯教奧藏、真如理性ハ、約スル衆生ニ時ハ心也。此心、大神ノ神意也。神意、即ハ心ノ御柱也。故ニ、大神ノ心ヲ以、表シ顯教ヲ、以色法表スル真言ヲ也。化儀體配等ノ行儀ハ、表スル戒ノ威儀也。¹¹ ウ能々可思合。

¹² 二、社殿造リト云者、是、五輪之形ニ造リタリ。然トモ、以テ本覺ノ智ヲ、無言甲斐始覺ノ智¹³忌¹⁴カタメニ、法ヲ深ク忌ム。依之一ニ、五輪形ニ造ラハ、人易キ知リ故ニ、深秘ニ造リタリ形ナリ。縁ノ高ハ地輪。神ノ所居ノ御内ハ水輪。葺タル所ハ火輪。葺¹⁵タリ意ハ、八万ノ諸煩惱ヲ、大日智火ノ所在ニライテ燒ク意ナリ。故ニ、護摩ノ法門也。太刀ノ様ナル智¹⁶義ハ風輪也。只、外宮ノハ切寄¹⁷下向ケテ切リタリ。是、表男¹⁸。内宮ノハ切寄仰ケテ切タリ。此、女體ノ意ナリ。鰯木ハ、切口¹⁹見モ圓形ナリ。旁ヨリ見モ圓形ナリ。是、空輪ナリ。只、外宮ノハ九ツ置タリ。此ノ兩方ノ切口ニ、各、金²⁰入タリ。二九十八ノ鏡ナリ。是レハ十八梵天ノ所表也。上界之天ト云ハ、實事ハ此等ノ異名也。

内宮ハ十ヲ置キタリ。是ノ兩方ノ切口、二十ナリ。此ト、外金²¹ウ部之二十天²²表ナリ。此等ハ皆、三界ノ建立等ノ六大四曼²³、如ク俱舍之法門ノ充置²⁴給ナリ。金輪際ト云者、御心ノ柱ノ下ニ、方形ナル表ス。合²⁵三十二面也。已上、兩社ノ々殿造リ畢ス。

金不有リ。此ヲ云金輪際ト也。又、梵天帝尺宮ト云者、兩部社ノ異名ナリ。内宮ハ光明大梵天王、帝尺是ナリ。外宮ハ尸棄大梵天王、梵天是ナリ。故ニ、兩社ノ惣ノ御體ヲ、内裏ノ二間ノ觀音ニ、七寸ニ造顯シ給フ。兩社ノ惣ノ慈悲ナリ。左右ニ「四²⁶六寸ノ梵天・帝尺²⁷造り給、如先、兩社ノ御本地ナリ。但、東大寺ハ、聖武天皇、天照大神ノ化身トメ、三尊ヲ造リ給。尺迦ハ、大神ノ天竺²⁸へ出給、顯密教主也。左ノ觀音ハ、内宮御本地、台藏大日。右ノ虚空藏ハ、外宮ノ御本地、金界ノ大日。故ニ、大師ノ御時ヨリ、兩界ノ供養法、無退轉。如此ニ、二菩薩ニ表シ、又、觀音座ノ下ノ立²⁹板ノ正面ノ間ニハ、帝尺³⁰造リタリ。四³¹ウ可見之。虛空藏、座ノ下ニハ、梵天³²作リタリ。可見之。此ノ三尊ヲ寫シテ、光明皇后、法花寺ニ造給フニ、三尊ハ如東大寺³³、梵天・帝尺³⁴ハ前ニ造リタリ。可見之。此ノ社殿ハ、寫タリト云梵宮ヲ所表也。能々可思之。

一、内宮ニ二タ屋敷、外宮ニ三屋敷。此、三間ノ社ノ五尺下ニ、石居³⁵ノ如³⁶金不、在之。見ル人ハ、云瑪瑙ト。無始ノ天然法尔³⁷ト有物也。外宮ハ、九會³⁸五³⁹曼陀羅ニ居垣⁴⁰破⁴¹タリ。其中台ニ五社御ト云ハ五佛也。各、四菩薩ヲ具タリ。惣⁴²九尊ナリ。三十七ノ竜⁴³ナリ。今、二十八尊ヲハ、兩方ノ狐⁴⁴戸ノ下⁴⁵御⁴⁶形ノ文ニ、鏡ニ表シ打タリ。兩方ニ、如此ニ二十八尊⁴⁷、故ニ、五十六面ノ鏡ナリ。所詮、金剛界ノ三十七尊ノ所表ナリ。内宮ハ、台藏ノ四重曼タラニ破タリ。寶殿ヨリ三ノ鳥居マテヲ數フルナリ。故ニ、御形ノ文ニハ、一方ニ十六ツ、打⁴⁸五⁴⁹十六尊ヲ表ス。合⁵⁰三十二面也。已上、兩社ノ々殿造リ畢ス。

三、子良ノ子ト云者、此ノ者ノハ、男女ヲ置タリ。男ヲハ十五ヲ限り出ス。女ト姫欲ヲ行シ自損^{*23}スル故ニ。女ヲ八月ノ障リヲ限^{*24}ニ置ク。此二ニノ子良、朝夕ノ御膳ヲ取り續キ備ル時、大神ノ秘法ヲ修行スル「有之。大師ノ大神ノ秘記ニ云ク。我深法ヲハ、物忌^{*25}子良、可修行云々。」六才子良ト云ハ、物忌^{*26}カ子孫也。昔シ、大和姫皇女ヨリ傳テ此秘法ヲ、至干今御膳ノ度、備ル法味^{*27}也。此天照大神ヲ遷シ、下野ノ松岡明神ト云。本地、吒天ナリ。此ヨリ鹿嶋ノ大明神ト現ス。此鹿嶋、春日ト現スル也。此鹿嶋、吒天ト現メ、太織冠、生レ給ヒシ初メ、奪ヒ取テ之ヲ、四方ヲ廻リテ仰ノキニ寝ネテ、腹ノ上ニシテ^{*28}自尊佐理均在位、七歳作坐冠天子。如此誦シテ親ニ還^{*29}時、今ノ大神ノ秘^{*30}法ト藤^{*31}卷タル鑑一ツ加テ、親ニ還シ言ク。汝、此ヲ以^{*32}、可登天子之師範^{*}。其後、蘇我ノ大臣ト云惡人アリ。此鑑ヲ以テ、蘇我大臣ノ頸ヲ切テ、天下平ケテ、大臣ノ位ニ登リ、法ヲ以ハ^{*33}天授ケル。御即位ト云者、從此始ル秘法ナリ。藤卷ノ鑑ヲ以^{*34}、昇進スル故ニ、鑑タリト云ワ。藤ニテ卷キタル故ニ、藤原氏ヲ給也。殊、奈良法師、此大事ヲ可知ケレトモ、非真言ニソ不知^{*}ヒオ故ニ、一向無沙汰ナリ。然トモ、弘法大師、南^{*35}面堂之内ニ、春日本地、不空絹索^{*36}ラ安置シ、其ノ下ニ^{*}言主ノ御前トテ祝給ヘリ。此、吒天ナリ。其ノ旁ニ^{*}不踏之石^{*}ト有リ。春日社ニモ此石アリ。興福寺ニモ立石ヲ、有猿澤池。春日ノ御神木、皆是、天照大神ノ深秘ノ法行^{*37}ナリ。圖形、如口傳ノ可知。又、春日ノ社ノ中ニ有リト五輪^{*38}言傳^{*}タリ。伊勢ノ五輪ニ可思合^{*}ス。又、六面ノ^{*}ヒウ鏡^{*}外ニ懸^{*}タリ。花形ノ鏡ニ一面ハ、大神兩社ノ御體也。内侍所鏡^{*}是

也。日本記等ノ如キハ日記ノ、春日ハ傳タシ伊勢遙遠^{*39}キ神ト得トモ意、真言教ノ意ハ、伊勢ノ兩社ノ法相大乘^{*}ヲ為守カ、鎮坐シ給也ト得意。已上、攝錄縁起畢^{*}。

一、此攝錄ノ大神ノ秘法ト云ハ、吒天ノ法ナリ。御即位ノ時ニハ、四海領掌ノ法ト云。不受此法ヲ、王位輕クシテ、持四海^{*}不能^{*}故、不限王^{*}、諸寺ノ僧^{*}及俗人、持ツ此法ヲ者、分々ノ高位、自在ヲ得ル也。於テ稻荷ニ、東寺ノ鎮守トスル志シ、御即位ニ付テノ秘事也。此、四海領掌ノ法ト云ハ、別紙ニ可傳之。三印ニ明也。一二ハ、外五古印ニ忿怒明ナリ。二二ハ、四海領掌ノ印、明ニハ吒天ノ明。三ニハ、智拳印、明ハ吒天ノ明。故ニ、三印ニ明也。從此外ニ、此法ヲ造り作シテ、昔ヨリ攝錄家ニ在之。此ハ、三印ニ明ノ内ノ別法ト可^{*}ハ得意。御即位ノ時、非授ニハ之ヲ。此三印ニ明ノ中ニ、五古印ト智拳印ト吒天ノ明トハ、大師御将来ヨリ加之ヲ。四海領掌ノ一印ハ、天照大神ヨリ在之、明ハ無之。只、物ヲ歸依スル意也。故ニ、兩指ヲ以^{*}持ツ。大神ノ恩徳深キ故ニ、荷ヒ負フ義也。

一、此東寺ノ御即位ニ對^{*}、山門方ニ、法花ノ^{*}九^{*}御即位ト云事、有之。興リハ、周ノ穆王、八疋ノ小馬トテ、一時ニ三界ヲ飛フ馬アリ。此、牛宿ノ化身ナリ。乗シ此ノ馬ニ、靈鷲山、尺迦說法ノ砌リニ飛フ時ニ、如來、可キ持ツ王位^{*}法花ノ即位ヲ授上ル。其ヨリ以降、我朝マテ傳テ、國王ニ奉ルナリ授ケ。四要品ノ文ナリ。方便品ニハ授テ智拳印ヲ、十方佛土中、唯有一乘法ノ二句ヲ授ク。此レハ、法カ無上ナルカ、人

王ノ無上ナルト「九ウ相寸スル意也。」一ハ、安樂行品ニハ授テ無所不至ノ印ヲ、觀一切法、空如實相ノ^{*44}一句ヲ授ク。是ハ、國王ト云ハ、得テ大智ヲ、可持國土所表也。壽量品ニハ、授テ塔印ヲ、佛語實不虛、如醫善方便、二句ヲ授ク。是ハ、綸言如汗ノ、出テ一度不還所表也。觀音品ニハ、授引導ノ印ヲ、示現視衆生、福壽海無量ノ二句ヲ授ク。是ハ、上ミ從万乘、下モ至^{マテ}万民ニ、可垂慈悲ヲ所表也。此四句頌八句ニ、具^タ十戒ヲ奉授^タケ、亦、余ノ印・^オ真言、多ク具^シ之ヲ。其真言ノ中ニ、大神ノ秘印モ有之。然トモ、^{シズハス}具不似。是能々可悉之ヲ。

一、東寺方ノヲハ、攝錄ノ傳ハ留^テ置^ル之ヲ。山門方ノハ、時ノ高僧、參^テ授^ル之ヲ。今ノ國王ニハ、院、隆善法印參^テ、東宮ノ時、授^ル之。悉之^{*45}。

一、東寺即位^{*46}ノヲハ、三家ノ中ニ、天照大神ヨリ一印計リ相傳^タ持^テ、授之人モアリ。亦、「^オ大師ヨリ三印^{*47}具^ニ授^ル人モアリ。可得意^タ悉之^{*48}。

一、小野方ニハ置^キ此法^ヲ、廣澤方ニハ授ル之^ヲ作法^ヲ並^{タル}習也。小野方ニハ、殊^ニ三寶院、題^ヲ皮子^ニ相^之。廣澤方ニハ、花藏院ノ灌頂ノ作法、是、御即位^ヲ作法ナリ。此灌頂ハ、五瓶ノ水、普通ノ水ニハアラス。四海ノ潮水ヲ取^テ輸入^タリ。取^ル時ノ作法、灌頂ノ式ニアリ。即位^{ニモ}、四海ノ水ヲ取^テ、輪王灌頂ノ儀式^ヲ授^ケテ、今ノ印ヲ授^ケ上^ル。王ハ向^キ「^オ南^ニ、攝錄ハ向北^ニ、左右ニ金銀ヲ以^テ、叱天^ヲ造^テ置^キタリ。委^クハ如即位作法^ヲ。此別^ニ授^ケ上^ル云々。

已上、天照大神ノ三ケノ大事畢ス。

一、差圖ノ口決

一番ノ八咫^{タガ}鏡バ、内宮ノ御體、台藏ノ九尊也。灌頂ノ五古ノ印ノ五秘密ノ如ク可知。第一ヲハ、八坂瓊杵玉^{ミヤカミノタケミコト}^{*49}云、是也。此ハ、花開ノ鏡也。此ハ、外宮九尊ノ本有修生^ニ開^ケテ二重ナリ。三十七^ウ尊ノ中、五佛^{ヲハ}相殿ノ五社ノ神ト云テ、内ニ祝奉ル。是ヲ残^メ三十二尊^ヲ、三十二人供奉^{人ト}云也。第三ニ鉢^ト云者、非^ス普通ノ劍ニハ、八股輪^ヲ如車輪。此ハ、兩社、天竺^ハ尺迦ト出現^タ、說法利生^シ給^フ羯摩輪也。已上、此三種ヲハ、内裏ニライテ、⁶¹神璽・寶劍・内侍所ト云、是也。

第四ニ、二重ノ八葉ハ、此天照大神、未出世前ニ、一切ノ有情非情ニ所具^{スル}神體也。其神體ト云ハ、「^オ真言ノ意ハ、前ニ所尺^{ニスル}五古ノ印、五秘密ノ義^ヲ諸法^ニ具^{タル}意也。」二重ノ意ハ、本有修生ノ意也。第五ノ石形ハ、神心堅固^{ニシテ}表^ス不動ナル^ヲ。亦ハ、石ノ所具ノ妙理、神體ナル^ヲ表^{スル}也。此、外宮ノ御池ノ畔ノ庭中ニ置タル石ニハ、此ノ意也。第六ニ、水形ト云者、外宮ハ主ル月天^ヲ、水也。神心ノ清淨正直^ヲ表^ス。水ノ平等ナル^ヲ、不可思合^ス。第七ノ草形ハ、諸草、皆表^ス神體ナル^ヲ。春日ニ草木等^ヲ惜ム、此ノ意也。其所具ノ「^オ妙理ノ心、神ノ故ニ。第八ニ、木形ハ榦也。一切木牀所具ノ妙理、皆神牀也ト云事ヲ表^{スル}ナリ。外宮ニ殖^テ神木ニハ、石ヲ積^ス上^{カタル}、是也。

第九ニ、丁文字ノ様ナル物ヲ、一ハ上ヘ向ケ、一ハ下ヘ向ケタル。意ハ、一切衆生ノ陰陽ヲ表^ス。此ハ、心ノ御柱、衆生ノ心、是也。孤戸ノ紙敷

所ノ御形ノ文、是也。如先ニ尺一スルカ。第十二、四葉ノ月輪ハ、木
火土金水ノ五行神體ナル「ヲ表ス。地神五代ト云、是ナリ。」^{*66}オ第十一
ニ、以下ノ方圓三角半月宝形ノ五ノ形ハ、無別事^{シノ}、五輪也。先ノ
社殿造ノ如尺、可得意[。]但シ、各ノ中ニ有五月輪。皆是、各具
五智ノ意ヲ表スル也。此等ノ圖^{ヲハ、}前ノ^{サキ}二圖除^{*67}ニ、以銀ヲ造之^{ヲ、}
西宝殿・東ノ宝殿ノ内ニ攝之^{タリ。}代々ノ王ノ上ル鏡^{ヲハ}秘藏^{シテ}取リ

師ノナカト中臣祓。此ノ時ハ何モ一神ナリト云ヘトモ、殊ニ多賀ノ宮ヲ以*71、冥官ト習也。大師ノ中臣祓注ニ、如此云、冥官五道大神ト尺シ給*72ヘ。知ヌ、返々モ我等カ生死ノ二法ノ根源ノ神也。云神一、云佛一事モ、教ノ言ニ相對シ呼フ也。實ニハ、不思議天然法尔ノ本覺ノサタ也。能々此ノ重々口決*73、始終本末料簡シ合セハ、顯密諸教、一ハオ有疑哉。

置之ヲ、日記在之。故ニ此等ノ圖形ハ、無始ヨリ大和姫ノ皇女
造リ置給^{*168}神體ナル故ニ、無何日記ニモ「云ヘル」^ニウ故ニ、不秘藏^{一セ}、
之ヲ打摧^{シタリ。}委ハ在別ノ日記^リトル傳之。已上、圖ノ口決畢。此
口決ノ卷ハ、大師、理趣摩訶衍ト云、三卷ノ文ノ中卷ナリ。此ニ肝心
ナル故ニ、能々可秘藏^之ヲ。

降伏門ノ一回故ニ。隈波ノ大明神ト名テ、関東ノ武士、崇上之。

於外宮ニ、隈波ト名テ、大神ノ申シ口ト云也。南ノ山ノ尾崎ニ在之一

風ノ宮ト云、風輪也。高宮ト云ハ、空輪也。高宮ノ坂ヲハ、部坂云也。此ノ坂サカ^ニ本^レ有大石^一。此ノ下ニ有口傳^二、可聞之ヲ。已上、末社ノ口決畢^ス。

物々、此ノ大神ヲハ、俱舍ノ意ニテハ、梵天・帝尺ト習フ。真言ノ意ニハ、習フ聖天ト。正直ナル故ニ。在我等ニ時ハ、俱生神ト習フ。我等カ善」^四、惡ノ二法ヲ注スル故ニ。在ル冥途ニ時ハ、閻魔大王ト習也。大ヒ

之。有道心者、以語ヲ能々言ヒ聞セテ、此ノ口決及圖形等ノ具書ヲ嘉曆二年三月五日無授ル「云々。
本云
參宮下向之時、於畠石田寺、委細傳受、以長老御本申請、令書
寫畢。

延文三年戊戌卯月十七日、比丘覺悟

又云
神慮有恐、努々不可及外見之由、種々雖承仰、依難背貴命

同廿一日致書寫、所進覽之也。瞑慮云、惡筆云、他見其憚

多者也。

小苾勞照圓判

〔ハウ〕

御本云
貞治四年(巳)九月十一日、參詣伊勢大神宮之便路、參謁伊州菩
提寺長老、茶話之後、取被授此一卷秘書。披見之後、弥增信
心。竊疑是尊神冥應之所致也。於歸路旅店、漸々加書寫者也。
更不可及外見、努力々々。

江湖隱衲澄潭真一慧

判
〔ハオ〕

貞治五年五月八日、申出 御室御本、敬奉書寫畢。
御本則御自筆也。去月廿二日、
光明院殿、臨幸禪河院之時、有御隨身而、被進 御室。仍
有「ヒウ御書寫云々。而今、忝蒙 大王之聽許、得開神秘之口決。
仰乞天照大神、弘法大師、哀憐。弟子結縁、令成頓證覺果給
而已。

求法金剛末資尊朝

〔夏滿十二年〕

〔花押〕

〔ハオ〕

- 1、「云」ナシ 2、底本、脚注「私云、聖字至歟」 3、「箇」 4、
 「天」 5、「心ノ御柱」 6、「須弥山」 7、「經」 8、「大」ナシ
 色法」ナシ 13、「二」欄外頭書 14、「然トモ」ナシ 15、「造タル形
 ナリ」 16、「ツイテ」 17、「切崎」 18、「惣ノ」ナシ 19、「慈」ナ
 シ 20、「ナル」 21、「余」ナシ 22、「三十七殘リ今」 23、「指
 24、「限」ナシ 25、「天照太神ノ」 26、「法味ヲ」 27、「此」 28、
 「春日ト現スル成。此鹿嶋」ナシ 29、「自尊佐理均在位ニ」 30、「加
 テ親ニ」ナシ 31、「以」ナシ 32、「天使」 33、「鎌臣云」 34、
 「可知事ナレ共」 35、「南圓面堂」 36、「羅」 37、「法門」 38、「遠
 キ」ナシ 39、「教」ナシ 40、「三」ナシ 41、「此」ナシ 42、
 「懸タル」ナシ 43、「其ノ事ノ興ハ」 44、底本、「二句ヲ授テ是ハ國王ト
 云ハ得テ」を補入す 45、「實相ノ大智ヲ」 46、「量」ナシ 47、「示
 眼」 48、「秘」 49、「置キテ授上ルレ之ヲ」 50、「院」ナシ 51、「秘」
 52、「付テ者」 53、「持ヲ」ナシ 54、「置」 55、「題々ノ」 56、
 「嚴」 57、「四海ノ潮水ヲ入り。取ル時ノ作法、灌頂ノ式ニアリ。即位
 ノ四海ノ水ヲ取テ」ナシ 58、「箇」 59、「玉」ナシ 60、「此ハ花開
 ノ鏡也。此ハ外宮九尊ノ本有修正ニ開ケテ二」ナシ 61、「於テ者」
 ル也」 65、「積ミ」 66、「此神五躰」 67、「除テ」 68、「給ヘル」
 69、「可秘也」 70、「坂本ニ」 71、「以」ナシ 72、「云」ナシ